

イギリス近代国籍法制完成の萌芽

——一八四四年外国人法の制定——

柳 井 健 一

- 一 はじめに
- 二 外国人に関する諸法律についての特別委員会報告書
- 三 一八四四年外国人法
- 四 一八四四年外国人法制定の意義
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

イギリス近代国籍法制の歴史的展開について長期的な視点から観察する時、一八四四年外国人法（正式なタイトルは、外国人に関する諸法を改正する法律¹⁾）が一つの画期となっていると考えることができそうである。例えば、ある書物は、「一八四三年に、外国人に関する諸法について考察するための委員会が設置された。この委員会は、国籍付与および国会制定法による個別の帰化いずれも費用がかさみ煩雑であるとの報告をおこなった。この勧告を受けて一つの法律が制定されたが、それは外国人に関する法にかなりの変更を加え、帰化について多くの便宜をもたらした。これ（一八四四年外国人法）は、イギリスにおける近代的な帰化法の始点を画するものといえるかもしれない」との指摘をおこなっている²⁾。無論、このような記述を以って直ちにこの法律の画期的性格を結論づけることは拙速であり、この点について立

1) An Act to amend the Laws relating Aliens; 7 & 8 Vict. c. 66.

2) J. Mervin Jones, *British Nationality Law and Practice* (Oxford, 1947) pp. 76-77.

ち入った検証と筆者なりの問題意識に基づく同法に対する評価が必要となる³⁾。そのような作業をおこなうことが本稿の課題である。

筆者は先に、一七世紀初頭にコモン・ロー上の制度としてイギリス国籍法制が成立したという経緯を踏まえながら⁴⁾、それ以後に制定された国籍法制に関する規定を有する法律を、時系列的に考察することで、当該法制の展開のありようについて検討をおこなったことがある⁵⁾。当該考察に際しては、以下に述べる二つの理由から、検討の対象とする時期の終期を一八四四年法の制定時に置くこととした。それは第一に、この法律が制定されるに際しては、それに先立って当該立法事項に関わる調査及び提言等をおこなうための委員会が設置され、実際に帰化を含む国籍制度、外国人法制に関わる調査を踏まえた上での報告書が提出されたという事実である。そこでは、従前の国籍法制についての実態調査等もおこなわれており、それについての貴重な情報が提供されているのであって⁶⁾、その重要性に鑑み、この法律の成立の経緯および内容については別途考察の機会を持ちたいと考えていた。第二に、より実体的な理由として、この法律によって国籍法制に加えられた一定の改変に着目した時、それがイギリスにおける近代国籍法制のありように少なからぬイ

3) ここでの筆者の問題意識とは、近代国家における国籍法制の展開のありようが当該国のネーション・ビルディングと密接に関わり、その政治共同体としての特質がそこに色濃く反映されるはずであるという仮説を、イギリス国籍法制の史的展開を題材としながら憲法学の観点から検証してみるというものである。

4) 当該契機について考察したものとして、参照拙稿、「コモン・ローにおける国籍概念の確立(一)、(二・完)」『早大大学院法研論集』第七十二、七十三号(一九九五年)および「成立期イギリス国籍法制における『帰化』制度についての憲法史的考察」『早大大学院法研論集』第八十二号(一九九七年)。

5) 拙稿、「イギリス近代国家形成過程における国籍法制の展開—国籍関係制定法を題材に—(一)、(二)、(三・完)」『山口経済学雑誌』第四十七巻六号、第四十八巻一号、三号(一九九九～二〇〇〇年)。

6) 例えば、C. Parry, *Nationality and Citizenship Laws of The Commonwealth and of The Republic of Ireland* (London, 1957)p. 69. は、「この委員会の報告書は、それに先立つ数十年間における帰化および国籍付与に関する実際について興味深い側面を明らかにしている」と述べている。

ンパクトを加えていたのではないかと筆者が考えたことにあった。より具体的には、一七世紀初頭における国籍法制の確立以来、当該制度の史的展開について長期的な観点から考えたとき、この法律の制定が、一つの制度的完成への重大な契機となっていたのではないかという理解である。

以上に述べたような経緯および筆者の理解を前提としながら、本稿では大きく分けて二つの問題について論じてみたいと考えている。第一に、同法制定の前提となった報告書の内容について検討することで、この当時および従前の国籍法制のありようについて考察を加えることである。第二に、一八四四年外国人法の内容について具体的に考察し、どのような点を以って、またいかなる理由からこの法律がイギリス近代国籍法制の制度的完成への兆しを見ることができるのかについて論じることである⁷⁾。具体的な考察の手順として、まずは当該報告書の内容について検討することで、一八四四年法制定に際して、何が問題とされ、いかなる立法目的が存在していたのかについて明らかにしたい。その上で、同法の規律事項を示し、それがどのような改変を従前の国籍法制に加えたのか、そしてそのような制度変更にいかなる意義が存したのかについて論じることができればと考えている。

なお、本稿は、憲法学の観点からなされる比較的長期的視野にたったイギリス国籍法史研究の一環ともなされるものである。そのような作業としての性格に限界づけられるがゆえに、以下の考察においては一八四四年法の逐条的な解説や、その実施のための細則など、その運用に関する技術的な問題等について細かく立ち入って検討することはできない。あくまでも、前述のような問題意識にとって必要な範囲での考察に留まらざるを得ないことをお断りしておきたい。

7) 制度的完成の兆しという場合、少なくとも、それがいつ完成するのか、いかなる理由からそれを制度的完成と考えるのかという二点について示しておくことが求められるはずであるが、この点の筆者の理解については、「むすびにかえて」において論じることとしたい。

二 外国人に関する諸法律についての特別委員会報告書

ここでは、一八四三年外国人に関する諸法律についての特別委員会（以下では、単に委員会と表記する）の提出した報告書の内容を、逐次紹介していく⁸⁾。

[委員会設置の目的]

英国に居住する外国人について規律する法律の現状およびあるべき改革の方向について調査、検討することを目的として特別委員会が設立された。すなわち、「ウィリアム三世治世第一二および一三年法律第三号により課された制限、すなわち枢密顧問官ないし両議院の議員になることができないという点を除いて、英国臣民の諸権利および諸特権を外国人にも認めることを容易にすることを目的として、何らかのそしていかなる改正をおこなうことが便宜であるかについて確認するという観点から、外国人および英国王冠の出生による臣民ではなくしてこの国に居住している者たちに関する法について調査するため、特別委員会を選任することが命じられた」⁹⁾。

[外国人に関する法制度の現状]

英国に居住する外国人に関する法律は、ウィリアム三世治世の末期と同様の状態にある。この時期は、オランダ出身の国王による同国人の偏重により、英国に移住しようとする外国人に対しては一般的に「かなりの警戒心と嫌悪感」が存在しており、このような感情は、同様に外国人であるジョージ一世が王位に就くことが予想されていたことなどから、さらに促進された¹⁰⁾。その

8) *Report from the Select Committee on the Laws Affecting Aliens; Together with the Minutes of Evidence, and Index* (H. C. 307, 1843). なお、本資料については、国会図書館議会法令資料室所蔵のマイクロフィルムを利用した。また、以下に示されている各項目および小見出しは、全て筆者の手によるものである。

9) *Ibid.*, p. ii.

10) *Ibid.*, p. iii.

結果、ウィリアム三世治世第一二および一三年法律第二号すなわち王位継承法が制定され、同法により外国人は市民としての諸権利を厳しく制限されることとなった。そして、この国における外国人の諸特権について規律する目的で、それ以降に制定され、現在効力を有している諸法律は¹¹⁾、王位継承法により外国人に課された無能力を軽減するものであるといよりも、一層重くするものであった¹²⁾。

外国人は、不動産の保有に関する私法上の権利について数多くの制限を受けているのみならず、公務への就任については全面的に制限された状態にある。外国人は、王冠 (Crown) から国籍付与の開封勅許状を取得することにより、ある程度まではこれらの無能力を除去されることとなり、国会議員の選挙における投票権を認められる場合もある。一方、国会から帰化についての制定法を獲得すれば、国籍取得によるすべての権利に加えて若干の権利を取得することができる¹³⁾。

以上のような現状についての把握、委員会の面前に提出された証拠から、英国在住の外国出身者に課されている無能力は、他のヨーロッパ諸国に比べて過酷であると思われ、また一七世紀末の制度は、現在においてはどのような便宜を理由として主張したとしても正当化され得ない¹⁴⁾。

[帰化および国籍付与制度の現状および改革]

さまざまな技能を持った外国人の移住を促進することは、受入国にとっても有益であるが、それらの外国人が移住することを決断できるような条件が整っている場合にのみそれは可能となる。外国からさまざまな技能を持った

11) *Ibid.* なお、ここで、報告書が挙げている各法律は、前記王位継承法の他、1 Geo. I, c. 4., 14 Geo. III, c. 84., 3 & 4 Will. IV, c. 54 & 55.である。これらの法律の内容については、各々前掲註5)の拙稿(一)二一八~二一九頁、(二)一七七~一七九頁、同一九八~一九九頁に詳しい説明がある。なお、最後のウィリアムIV世治世の法律は、外国人の登録に関する法律である。

12) *Ibid.*

13) *Ibid.*, pp. iii-iv.

14) *Ibid.*, p. iv.

移住者を受け入れることが、産業技術の振興を含む多くの経済的な利益をもたらすことは英国の過去の歴史が実証している¹⁵⁾。

そこで、「熟練した技能を持った、勤勉な外国人」¹⁶⁾を英国社会に受け入れるべきであるとする前提に立つのであれば、現行の制度には二つの点で議論の余地がある。すなわち、第一に議会制定法による帰化の場合であれ、国王大権による国籍取得の場合であれ、手続に要する費用がかさむことであり、第二にこれらの手続に際して時間がかかることである。さらに、帰化によって外国人に対して認められることとなる諸特権についても拡大されるべきであるというのが委員会の立場である¹⁷⁾。

帰化手続に要する費用は、それを希望する者をしばしば思いとどまらせるほどに莫大であると思われ、併せてかなりの時間を手続に要するにも関わらず、それによって認められる権利はせいぜい土地の保有である。その結果として、議会制定法により帰化する者の数は平均して極めて少数である¹⁸⁾。

国籍付与により取得される諸特権は、さらに少ないにもかかわらず、その費用は帰化よりも高価である。また、費用負担を軽減するべく、一つの開封勅許状に七人を超えない範囲で複数の当事者を含ませ、その費用を平等に分担するという方法が、一七九五年以降一般的手法として内務省によりおこなわれてきたが、当事者の数が揃うことを待たなければならない結果として、手続に多大な日数を要することとなった¹⁹⁾。

目下、帰化を希望する者については、その者の善行と忠誠 (loyalty) を保障する内務大臣からの証明書を提出することが義務づけられており、それが当該手続に際しての不可欠の要件となっている。一方、国籍付与は、王冠の権限に基づき、内務大臣を通じて認められる。だが、いずれの手続において

15) *Ibid.*

16) *Ibid.*

17) *Ibid.*

18) *Ibid.*, p. v.

19) *Ibid.*

も、とりわけ後者の手続については、申請者の状況や意図についての綿密な調査はおこなわれていない²⁰⁾。

以上に指摘した事実から、外国人に対して出生による臣民が享有する権利を付与し、あるいは禁止する権限を有しているのは、いずれの手続の場合も内務大臣であることが明らかである²¹⁾。

これらの諸権利およびこの調査で検討の対象とされ、王位継承法により外国人が排除されているところの資格、すなわちすべての公職や仕事につく資格を外国人に対して認める権限については、これを所管大臣に完全に付与することが便宜であるというのが委員会の意見である。また、その結果として国籍付与という手続は事実上廃れるものと考えられる²²⁾。

さらに、所管大臣による当該権限の行使に際しての手続は、アイルランドの制定法 (14 th & 15 th Chas. 2. c. 13.) を参考にすること、併せて、現在同様の目的のためにアイルランドにおいて用いられているようなアイルランド総督および同枢密院による許可書や証書を、費用のかかる開封勅許状に代えることを推奨する。一方で委員会は、これらの方策の導入によって外国人に対して現在国会制定法により与えられている以上の諸権利が付与される事を期待しているため、帰化希望者が候補者として相応しいという点についての証明の提出を、各人に対して現在以上に厳格に求める方策をとることを所管大臣に対して希望する。そして、アイルランドでそのために用いられている居住の意思についてのテスト (intent to settle and abide) が、連合王国でも採用されるべきであると考え²³⁾。

[帰化に伴う権利の享有]

委員会が付託された調査の中で、もっとも重要なものは、何らかの形態の

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*

22) *Ibid.*, pp. v-vi.

23) *Ibid.*, p. vi.

帰化によって、この国に居住する外国人に対して、英国人が有するところの諸権利をどの程度認める事が便宜であるかという点であった。「産業上の利益をこの国にもたらし人びとが、英国人としての義務をすべて引き受け、英国人としての諸利益をすべて共有するつもりがあるのならば、かれらに対して英国人としての諸特権を付与する事は賢明な政策であると思われる」。そして、このような形での諸特権の付与は、「われわれの国益にとって非常に有益な外国人たち」を引きつけることとなるだろう。このような政策の絶好の前例は、諸外国のみならず、チャールズII世治世化の法律以下に見られるように、英国においても存在している²⁴⁾。

アイルランドにおいては、14 th & 15 th Chas. 2. c. 15. の制定によって、このような方策がより広範に推し進められた。この法律は、制定当初時限立法であったが、その有益性のゆえに後に有効期間が延長され、最終的には永続化し、現在でも効力を有するものとされている²⁵⁾。

これに対して、イギリス本国での従来法制は、外国人が移住するための動機づけとなるようなものでは必ずしもなかった。だが、産業上有益な技能を有する外国人の到来を阻止する傾向をもった法制度を維持し、外国人が保有する富を諸外国にもたらしような誘因を創ること等は望ましいことではない²⁶⁾。

「以上のような理由から、委員会は以下の通り勧告する。すなわち、この国に居住する外国人に対して、いかなる権利であれ立法府がかれらにそれを与えることが適当であると考えるものをより容易に付与するための規定が法律によって設けられること。そして、その権利のうちには、一定の責任ある官職、文官および武官としての職に就く資格が含まれるものとする事」²⁷⁾。

24) *Ibid.* なお、これら国益に適う外国人を帰化させる目的で制定された諸法律について分析、検討をおこなったものとして、前掲註5)の拙稿(三・完)「二二四頁～二二六頁を参照。

25) *Ibid.*, pp. vi-vii.

26) *Ibid.*, p. vii.

27) *Ibid.*

このような勧告に関して、委員会での調査において外国人出の出生者を治安判事の職につけることは不適切である旨の証言がなされたが、それは、この国の法制度が外国人と見なす人びとについて一般的に当てはまるものではないものとする²⁸⁾。

「一部に、法律によれば外国人とみなされるが、法という専門的事項を除いて、あらゆる局面において常に英国のコミュニティーの一員であるし、一員であり続けてきた人びとがいる。他にも、本王国に長期間居住している(とりわけ当該居住が生涯の初期の段階に始まっている)ことによって、また英国社会との緊密にして不断の交際によって、治安判事の職務を効率的に、そして公衆の満足を保証するような仕方で、十分に果たす資格がある人びともいる。前者も同様であるが、とりわけ後者の類型の人びとが、不動産の保有により、婚姻により、そしてその他の社会的な関係によりこの国と結びついているのであれば、本委員会はかれらが治安判事の地位に不適格であるとは考えない。そして、そのような職務の遂行についての各個人の適性については行政府が判断すべき事柄であるので、帰化をする外国人についてなんらかの一般的な無能力というものが帰せられるべきでないことを勧告する」²⁹⁾。

王位継承法以外の法律によっても、帰化した者に対して課される無能力が存在しているが、各々について弊害が存在するため、そのような無能力からの解放がなされることが望ましいと考える。具体的に問題とされたものとは以下の通りである。まず、船舶の所有を禁止する法律が航海法との相関的な効果もあって、通商上の不利益の原因となっている³⁰⁾。次いで、帰化の後継続して二ヶ月以上国外に出ることなしに七年の間を経た後でなければ通商上の免除特権を外国において享受できないものとする法律が存在している³¹⁾。こ

28) *Ibid.*

29) *Ibid.* 以上の記述は、一般の臣民、帰化による臣民そして外国人という法的地位の三類型について、必ずしも厳密な区別がされないままおこなわれているものであるが、治安判事という、国家権力の一端をも担うようなイギリス国制上重要な公職への就任に関して述べられたものとして興味深いものと思われる。

30) *Ibid.*, pp. vii-viii.

れはかなりの負担をこの国で通商に従事する外国人に課すものであり、また名目的な帰化によって得た通商上の利益を国外に移転することを阻止しようとする当該法律の立法目的については、居住する意思を有することを帰化の要件とし、内務省がそれについて審査をすることで満たされることになるはずである³²⁾。

[外国人法制の現状および改革]

委員会における調査では外国人に対して不動産の取得を認めることの是非について議論がなされ、これに肯定的な意見が強力に唱えられた。他方では、英国では市民としてのないし道徳上の義務が不動産の所有と結びついていると考えられているが、それらの義務が居住していない外国人により果たされることはほとんどありえず、それゆえこの国に居住していない外国人に対して不動産保有の資格を拒絶することが国家にとっては望ましいのであって、外国人が伝来の国籍を取得した場合に臣民としての諸権利を付与することとし、そのための手続を現行よりもより安価かつ迅速にするのが方策としては良いとの意見もあった³³⁾。

イギリスに入国する外国人に対して、入国後直ちに当該港の税関監督官 (chief officer of Customs) にパスポートを提示し、氏名や出生地等を申告することを義務づけているいわゆる外国人法 (4 & 5 Will, IV, c. 3.) にほとんど実効性が見られないことに委員会は注目しており、この法律については改正もしくは廃止される事が望ましいと考える³⁴⁾。

31) 当該法律、すなわち14 Geo. III, c. 84. については、前掲註5) 拙稿(二)一九八~一九九頁を参照。

32) *Op. cit.*, n. 1), p. viii.

33) *Ibid.*

34) *Ibid.* pp. viii-ix.

[コモン・ローにおける帰化の三類型]

コモン・ローにおいては、国籍を得るための三類型 (three sorts of Naturalizing Acts) として以下のものが存在している。(1)出生によるもの (Naturalization by birth), (2)一般制定法によるもの (Naturalization by general statutes), (3)特別の国会制定法によるもの (Naturalization by special Act of Parliament) である³⁵⁾。

第一の類型については、コモン・ロー上、国王のligeance内において出生した者はすべて臣民であることが確立されたが、臣民である者の子どもが、国王のligeance外において出生した場合にこれを臣民であると認めか否かが問題とされてきた。この法的論点については多数の法律が制定されるとともに、判例も複数存在してきたのみならず、数年前にも同様の事例が惹起するなどの混乱が存在しており、それゆえ当該問題についての曖昧さが除去されることが非常に望ましいというのが委員会の意見である³⁶⁾。

第二の類型については、出生によるものではなく、国会が定める諸条件に合致することを以って、外国人に臣民としての地位を付与するものである。定められた条件というのは多様であって、従来さまざまな目的から所定の要件を満たす外国人を帰化させるための法律が多数制定されてきたが、その対象からカトリック教徒が排除されていたことが認められる。委員会は、これらの雑多な法律が一律の原則と一貫した目的のもとに改定、統合されるべきであると考え³⁷⁾。

最後に、第三の類型については、個人の請願に基づき、私法律によってなされるものであるが、これについて本委員会は既に十分検討をおこなっており、その上で勧告をおこなっている³⁸⁾。

一八四三年六月二日

35) *Ibid.*, p. ix.

36) *Ibid.*, pp. ix-x.

37) *Ibid.*, p. xi.

38) *Ibid.*

小括

ここでは、報告書の内容を簡単に整理をしておきたい。

以上のような考察から明らかなように、報告書が提示している重要な論点は以下の二点に関わるものと考えられる。第一に、イギリスに居住する外国人が置かれている法的状態、とりわけ法律上享有を認められている権利についてであり、その点については他国との比較や政策上の便宜などを根拠として禁止事項をより緩和するよう勧告がおこなわれている。第二点目は、同様の外国人がイギリス臣民としての法的地位を取得しようとする場合に必要となる手続、すなわち帰化および国籍付与の手続についてであり、それについては手続に要する費用、費やされる時間が大きな負担となっていることに鑑み、それを軽減するような帰化制度を設け、それに伴って享有することが可能となる権利の範囲が拡大されること、さらに当該制度については従来のような立法府によるものではなく、行政府すなわち内務大臣によってその運用がなされるべきことが勧告されている。

ここで注目しておきたいのは、これら二つの論点についての勧告に共通する前提となっているのが、イギリスに居住するないしは今後到来するであろう外国人の属性として、「熟練した技能を持った、勤勉な外国人」³⁹⁾であることが当然のように想定されていることであり、これらのさまざまな技能を持った外国人のイギリスへの移住を促進することが国益に合致するという理解であったという事実である。この点に関しては、イギリス近代における国籍および移民法制について、「通商および植民地の発展が、一七世紀後半から一九世紀にかけて国籍および移民に関する政策にとっての主たる要因であった。帰化は、経済発展に有用な人びとの植民を奨励するべく、移民政策の手段として国王のすべての領土において用いられた」⁴⁰⁾という指摘があるが、同一の

39) *Ibid.*, p. iv.

40) A. Dummet & A. Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others : Nationality and Immigration Law* (London, 1990) pp. 71-72.

傾向がこの報告書においても顕著に見られるということが明らかであろう⁴¹⁾。

三 一八四四年外国人法

一八四八年外国人法同法の審議過程についての議事録を参照した限りでは、特に見るべき議論はなされておらず、唯一上院において同法に賛同する立場から、立法の背景や目的等についての発言がなされているのみである⁴²⁾。最終的にこの法律は、同年八月六日に成立した。

ここでは本法の内容について、順次瞥見の上で、重要と思われる論点について論じることとしたい。

第一条によれば、本法所定の条件のもとで、外国人に関する現行法について改正がなされ、イギリス臣民が有する権利と資格を外国人に対して付与することが便宜であり、以下に掲げる各議会制定法のうち、本法に反する規定について廃止する旨が述べられている。掲げられた法律は以下の通りである。「王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律」(12 & 13 Will, III. c. 2. 通常、王位継承法として知られる)、「王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律との表題を付された、ウィリアム三世治世第十二年に制定された法律について説明するための法律」(1 Geo. 1, Stat. 2. c. 4.)、「帰化法案によって生じうる一定の不都合を予防する法律」(14 Geo, IIIc. 84.)。

第二条は、帰化についての私法律案中に無能力条項を挿入することを求めていた一七一四年法の規定⁴³⁾、すなわち、当該帰化により枢密顧問官、両院議

41) このような、通商上、あるいは植民地経営に関する政策的な配慮がイギリス国籍法制とりわけ帰化制度の規定要因になっていたという事実については、前掲註5)の拙稿(三・完)の二二四頁～二二六頁において実証的に論じたことがある。

42) *Hansard's Parliamentary Debates : Third Series*, Vol., LXX. cols., 995-996.

43) 1 Geo. 1, Stat. 2, c. 4.

員、または文官たると武官たるとを問わず責任ある官職もしくは地位につき得ず、また、彼自身または彼の受託者が、国王から土地、保有産、相続産の権利賦与を受けることはできず、また両院は、そのような規定を欠く帰化法律案を受理することはできない、との規定を明示的に廃止している。

第三条は、本法の制定以後、連合王国の出生による臣民たる者を母親として、陛下の領土外において出生する者については、本人、その法定相続人、遺言執行者、もしくは遺産管理者が、あらゆる財産権を取得することができるものとしている。

第四条は、友好国の臣民たる外国人について、出生による臣民と同様に、不動産に関する人的財産を除いたあらゆる種類の人的財産を保障する旨規定している。

第五条は、連合王国に居住する友好国の臣民である外国人について、爾後本人もしくは本人の使用人による居住ないし営業あるいは事業の用に供する目的で、土地および家屋を、二十一年を越えない期間で保有することができるものとしている。

第六条は、以下で定められた帰化証書を取得し、宣誓をおこなうことで、何処であれグレートブリテンないしアイルランドに、定住する意思をもって、現在居住し、もしくは爾後居住するために到来するすべての外国人は、連合王国の出生による臣民が享有ないし伝えることのできるすべての権利と資格を享有することができるものとしている。但し、当該外国人は枢密顧問官、国会のいずれかの院の議員の地位につき得ず、また、何であれ以下において規定する方法によって付与される証書により特別に除外された権利および資格については享有し得ないことが述べられている。

第七条は、帰化を希望する外国人が提出すべき請願書 (Memorial) について規定しており、記載事項として年齢、職業、グレートブリテンもしくはアイルランドにおける居住歴、そして生来のイギリス臣民が有する権利と資格を得ようとする理由が挙げられている。

第八条は、上記の記録について、内務大臣は個別の事例に係る状況につい

て調査をおこない、必要もしくは適切と思料する場合には、事実関係の証明のための宣誓供述書他を含む証拠の提出を求め、その上で適当と判断する場合には、以下に述べる宣誓を経た上で、枢密顧問官および両議院の議員となる資格、さらに証書において具体的に除外される権利と資格がある場合にはそれを除いて、生来のイギリス臣民が有するあらゆる権利と資格を記録提出者に認める証書を付与すべきものとしている。

第九条は、帰化証書の保管については、大法官府裁判所がおこない、それに関する規則を大法官が定めるべきことを規定している。

第一〇条は、帰化証書を付与された者は、当該証書に記載された日より六〇日以内に宣誓をおこなうべき旨を定め、併せておこなわれるべき宣誓の文言およびその手続について具体的に規定している。

第一一条は、帰化証書を取得するための手続については、時宜に応じて国務〔内務〕大臣が規則で定めるべき旨を規定している。

第十二条は、本法において定められた手続に関して支払われるべき手数料については、大蔵省委員 (Commissioners of Her Majesty's Treasury) が決定し、規則で定めるべき旨規定している。

第十三条は、本法の制定以前に帰化し、連続して五年間居住した者については、本法の規定により外国人に対して認められたのと同様に、イギリス臣民の権利と資格が認められ、享有するものとみなす旨規定している。

第十四条は、本法におけるいかなる規定も、その制定以前に存在していた諸権利および諸利益に対して、不利益を与えるものではないことを確認している。

第十五条は、本法におけるいかなる規定も、グレートブリテンもしくはアイルランドに居住する外国人によって、その制定以前に合法的に所持され、あるいはこれに帰属していた権利、特権、資格を剥奪したり、減じるものではないことを確認している。

第十六条は、出生による臣民もしくは帰化した者と婚姻した、もしくは爾後婚姻するすべての女性は、彼女自身も帰化したものとみなされ、生来の臣

民が有するすべての権利および特権を有するものとしている。

第一七条は、この法律が今会期の国会制定された法律により改正もしくは廃止されうる旨を規定している。

四 一八四四年外国人法制定の意義

一八四四年外国人法自体は、以上の考察からも明らかなように、全一七条からなる小さな法律である。だが、冒頭においても指摘したように、イギリス近代における国籍法史のなかでの位置づけについて考えるとき、この法律は一つの画期をなすものであると考えられる。より踏み込んで言えば、一七世紀の初頭に一応の体系化がなされながらも、さまざまな点で前近代的性格や制度として未完成の部分を少なからず持ちつづけていたこの国の国籍法制が、制度としての一応の完成へと向かう転換点になっていたのがこの法律ではなかったかというのが筆者の理解である。以下では、一八四四年法が有する、従前の国籍法制とのいわば断絶の契機に着目しながら論を進めることで、このような理解についての説明に努めたい。その際、本稿劈頭で引用した、「一八四三年に、外国人に関する諸法について考察するための委員会が設置され…、この勧告を受けて一法律が制定されたが、それは外国人に関する法にかなりの変更を加え、帰化について多くの便宜をもたらした」という文章に注目したい⁴⁴⁾。この文章が端的に示しているように、本法の意義は、外国人の地位および帰化制度に関する法の改正であった。以下では、ここで指摘された二つの問題について考えていきたい。

筆者が、この法律をイギリス国籍法史における転換の画期と考える理由の一つは、それが同一制定法中において自国の国籍に関する事項と同時に、外国人の権利享有に関わる事項を規定していた点である。本法は、その表題が示すように外国人に関する従前の法について改正を加えるものであるが、こ

44) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n. 2) pp. 76-77.

れまでの検討からもわかるように、帰化制度の改正をおこなっているという点で国籍法制もその規定対象としている。カルヴィン事件以来の国籍関係制定法の展開に照らして考えたとき、このように国籍制度と外国人の法的地位について同等の配慮を以って制定された法律というのは、おそらく本法が初めてであるように思われる。この点は、国民と外国人という明確な二項対立の図式について、この国の国籍法制が自覚的となったことを示すものとして注目したい。詳述すれば、この国の国籍法制は、ある意味でそれは当然のことであろうが⁴⁵⁾、成立当初より自国民の地位ないし範囲を法的に画定すること、その系の問題として当該地位に付随するところの権利の内容を決定することをもっぱらの目的とし、外国人という法的地位およびその権利に関して前者と同等に配慮をしてはこなかったように思われる。その結果として、法制度上外国人という概念およびそれに関わる諸制度等が古くから存在してきたものの、臣民と外国人という二項対立的な構図が、国籍法という同一の地平において必ずしも成立しないという傾向があった。

このような理解に付随して、この国の国籍制度それ自体すなわち国籍概念の実体的な内容をなすところの忠誠義務という原理のうちに、国民と外国人という明確な二項対立を帰結することを阻害するような要因が存在していたのではないかという問題を指摘しておきたい。カルヴィン事件判決においては、イギリス国籍概念の中核をなす忠誠という原理についての説明がおこなわれており、忠誠概念が四類型に分類されている⁴⁶⁾。ここで注目したいのは、その中の第三の類型である *Ligeantia localis* (*local subject*) という概念である。それは、「国王の領土内に一時的に滞在する限りにおいて、一時的な服従義務を負い、一時的な保護を享受する人々である。かれらはイギリス臣民で

45) 国民とは当該国の国籍を有するものであり、外国人とは当該国の国籍を持たない者すなわち外国籍を有するものがいずれの国籍をも有さないものである、との説明が一般的であるように、外国人という法的地位そのものが控除的に理解されることからすれば、この点は理屈の上から見ても当然のはずである。

46) この点について詳しくは、前掲註4)の拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立(一)、二〇七～二〇九頁。

は決してなく、外国人である。国王の領土に到来するすべての外国人は、(外国の侵略者などの一定の例外はあるが) 法に従う義務を有し、国王の裁判所および政府の管轄権に服する。…彼らの地位は以下のように説明されてきた。すなわちイギリス臣民は何処の地にあっても、またイギリス臣民の地位に留まる限りにおいて王冠に対して永久忠誠義務を負うのに対して、外国人はイギリス領土に留まる限りにおいて一時的忠誠義務を負うのである」⁴⁷⁾。

イギリスにおける国籍概念は、国王に対する忠誠義務という原理を以って構成されてきた。そうであるがゆえに、それが永久的であるかあるいは国内に滞在する限りでの一時的なものであるかという決定的な違いがあるにせよ、忠誠義務＝国王権力への服従という指標を用いる限りで臣民と外国人との相違は相対化されざるをえなかった。つまり、この忠誠義務という法原理が、臣民に対してのみならず領土内に滞在する外国人に対しても程度の差はあれ適用可能であり、それゆえ統治権の客体となる者をすべて含んでしまうような概念であったために、国籍法制という枠組の中で、臣民と二項対立的に存在するところの外国人という法的地位の存在についての認識が曖昧にならざるをえないような契機がそこに含まれていたのではなかっただろうか。この点は、次に検討するように、外国人に対してイギリス臣民としての地位を付与するための手続を様々な形で臨機応変に用意してきた一方で、自国の臣民については国籍の離脱を認めないという制度のありようにも少なからず反映していたものと理解できる。

これまで述べてきたような理解が可能であるとすれば、本法が外国人の法的地位について一定の配慮をおこないながら自国の国籍について規定しようとする明確な姿勢を示していることは、国籍法制のありようが大きく変わらうる予兆と見ることはできないだろうか。ちなみに、後に制定され、イギリス国籍法制に根本的な変革を加えたと評される制定法の表題が「一九一四年イギリス国籍および外国人の地位法」⁴⁸⁾であったことも、この点に関して示唆

47) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n.2) pp. 56-57.

的であるように思われる。

次に、本法による第二の重要な改正点である帰化制度について考える。ここでは、帰化制度に関する本法定定の意義に関して、二つの記述を引用してみよう。「今日我々が知っているような、外国人が政府部局に帰化を申請することを可能とするような一般法律は存在していなかった。そのような最初の法律が一八四四年外国人法であった。大体において、このような種類の一般法律は、一八世紀末までに普及していた考え方にとって馴染みがないというばかりでなく、また必要でもなかった」⁴⁹⁾。「一八四四年外国人法が制定されるまでは、帰化による臣民とは、個人の利益のために、もしくは特定の外国人の集合に属する個人の利益のために制定された、特定の国会制定法によって出生による臣民としての地位を認められた者を意味していた」⁵⁰⁾。

以上のような引用から、一般法律である本法のもとで行政権によって担われる帰化制度が導入されたことが、その一つの大きな特徴であり、このように行政権が帰化制度の運用に際しての主たる役割を担うこととなった点が、立法権を担い手としていた従前の制度との大きな相違点であった。「かくして、帰化は行政による裁量に係る事項となった。そして、大体において、このことは一八四四年法が制定されて以来ずっとイングランドの法となっている」⁵¹⁾。この記述は、一九四七年になされたものであるが、半世紀を経た今日のイギリスにおいても依然として当てはまる。このようにして、国籍制度の体系的確立以来、約二半世紀続いた帰化手続に大きな変化が生じたわけである。

なお、関連して補足的に説明しておいた方が便宜であろうと思われる問題

48) British Nationality and Status of Aliens Act 1914(4 & 5 Geo. V, c. 17). J. Mervin Jones, *British Nationality Law* (Oxford. 1956) p. 61. はこの法律に関して次のような述べている。「イギリス臣民という概念の全体は、クックの時代から大いに变化した。最初の根本的な変化は、一九一四年に、国籍法制が全体として制定法に基礎を置くこととなったときに生じた」。

49) *Ibid.*, p. 75.

50) *Ibid.*, p. 74.

51) *Ibid.*, p. 77.

が二つある。第一に、「私法律による帰化が依然として可能なのか否かという問題を、明らかにこの法律が惹起した」ことである⁵²⁾。この点、一八四四年法の制定によって、私法律による帰化という制度が廃止されたわけではなかった。つまり、「一八四四年以後、外国人は二つの方法のいずれかによって帰化することができた。すなわち、第一に二つの欠格事項を維持した国会制定法のもとでの帰化であり⁵³⁾、第二に国会制定法による帰化であって⁵⁴⁾、これは帰化した者に対して出生による臣民が有する最大限の権利を付与することができた⁵⁵⁾。また、一九一一年になされた私法律による帰化が、この種の最後のものであるとされているようである⁵⁶⁾。

第二に、「一八四四年法について触れられるとき、国籍に対する婚姻の効果について特別に言及しなければならない」という指摘がある⁵⁷⁾。すなわち、婚姻に伴う女性の国籍の変動をめぐる問題である。先にも見たように、一八四四年外国人法第一六条は、出生もしくは帰化による臣民と婚姻した、もしくは爾後婚姻するすべての女性は、彼女自身も帰化したものとみなされ、生来の臣民が有するすべての権利および特権を認められると規定していた。当該規定は、このように出生もしくは帰化によるイギリス臣民と婚姻した外国人女性に対してイギリス国籍を与える旨を規定している一方で、その逆の場合、つまり外国人男性と婚姻したイギリス人女性の国籍については何らの規定も

52) C. Parry, *op. cit.*, n. 6) p. 70.

53) すなわち、一八四四年外国人法のことであり、二つの欠格事項とは、同法の下で帰化した者が、枢密顧問官および国会両院の議員となることができない点を示している。

54) すなわち、私法律による帰化である。一八四四年法第二条の効力の結果、私法律によって欠格事項を含まない帰化を認めることが可能となった。T. Erskine May, *The Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament* (13 th ed., London, 1924) p. 831によれば一八四六年、一八四九年、一八五七年、一八六〇年、一八六八年、一八七二年、一八七七年、一八八〇年、一八八五年、一八八九年および一八九〇年に、欠格条項を含まない帰化のための私法律が制定されているという。

55) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n. 2) p. 79.

56) *Ibid.*

57) C. Parry, *op. cit.*, n. 6) p. 71.

設けていない。つまり外国人と婚姻したイギリス臣民たる女性は、同法の下においては依然としてイギリス国籍を保持し続けた⁵⁸⁾。この改正に関していえば、もともと「コモン・ローにおいては、国民としての地位に関する限り婚姻については何らの効果も与えていなかった」⁵⁹⁾のであり、イギリス臣民との婚姻の効果として、外国人である女性に対してイギリス国籍を付与する旨を規定する同法の第一六条は、従前のコモン・ロー上の国籍制度に対して変更を加えるものであった。

以上の帰化制度に関する二点の改正点、つまり、第一に帰化制度の主たる担い手が行政府へと変更された点、第二にイギリス臣民たる男性との婚姻の効果として外国籍の女性がイギリス国籍を取得するとされた点を、本法の意義として確認することができる。とはいえ、ここで指摘したこれらの変更点を、制度に関する技術的な改正としてとらえる限りでは、国籍法制全体に関わるような転換をもたらしたものとみなすことはできそうにはない。だが、後者の婚姻に伴う国籍の変動という問題について視点を変えて考えた場合に、この国における国籍法制のありようの根幹に関わりうる重要な論点が浮かび上がってくるものと考えられる。それは、臣民との婚姻により、外国人女性に対してイギリス国籍を付与する旨の規定、換言すれば、国家の権力行使の結果として国籍法上直接的にその変動が帰結されるのではなく、個人の身分行為を前提として付随的に国籍の変動がもたらされるということの意味如何という問題である。

前述のように、従来コモン・ローにおいては身分行為に伴う国籍の変動という概念は知られていなかった。この理由は、そのような理由による国籍の変動が制度上存在していなかったといった、いわば制度の表層的な問題に留ま

58) *Ibid.*, pp. 72-73. 当該問題について変更を加えたのが一八七〇年帰化法であった。すなわち、同法の第一〇条一項は、外国人と婚姻したイギリス臣民たる女性は、当該配偶者の国籍を取得する旨を規定した。この点について詳しくは、参照、拙稿「イギリス一八七〇年帰化法制定の意義」『山口経済学雑誌』第四七巻第四号（一九九九年）二二四～二二五頁。

59) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n. 2) p. 72.

るのではなく、それに加えて、国籍制度というものが本来的かつ必然的に帯びざるを得ない渉外的効果というものについて、この国の制度がまったく無自覚であったという点にも原因があるものと考えられる。さらに、おそらく当該論点は、国籍の離脱の禁止という原則にも密接に関わる。この原則は、永久忠誠義務という概念に基づくものであり、その意味において単純にイギリス国籍制度が有する封建的色彩を表象するものであると考えられてきた。だが、国籍離脱の禁止の原則は、各々独立した主権国家が並存するような国際システムにおいて、特定の国家の構成員たる資格を決定する国籍という制度が、その境界領域においては不可避免的に渉外的効果を持たざるを得ないということについての配慮が、この国の国籍法制においては欠如していたことを併せて示していたのではないだろうか。このように考えれば、外国人の地位に関する本法の意義について論じた箇所においても指摘した跛行的な帰化制度のありようについて、そこで提示した理由と併せて、それなりの説明もつくように考えられる。

ここで採り上げた二つの論点は、近代国家における国籍制度にとっての本質的属性に直接的に関わるものと考えられる。第一に、当該制度は国家の構成員を法的に確定し、その反射的效果としてその地位を持たない者を外国人とする際の指標となるものであるが、このような二項対立は、前者のみならず後者が明確に定義されることによってより明確な把握が可能となるものである。第二点目については、近代という時代においては、国民国家が並存的に存在しながら国際秩序を形成しており、その境界領域における各国家の自国民の法的画定が抵触する可能性が絶えず存しているとすれば、国籍という制度は渉外的性質を不可避免的に持たざるを得ないはずである。例えば、二重国籍という形での法的地位の積極的抵触があった場合に、当事者の意思によってその一方から離脱することを認めるという国籍を離脱する自由が形成されるについても、当然にそのような認識が前提とされているものと考えられる。

このように、二つの論点とも近代における国籍制度が当然に備えるべき本

質的な属性に密接に関わりうるものであり、それについて明確な自覚を国籍法制にもたらしたという意味で、本法は画期的であったと理解することができるのではないだろうか。

五 むすびにかえて

本稿では、一八四四年外国人法制定の意義として、イギリス近代国籍法制の史的展開に鑑みたとき、同法の内容に当該制度の近代的な意味での完成の兆しが見られるとの指摘をおこなった。だが、その場合、それがいつ完成するのか、いかなる内容を以ってそのような評価をおこなうのか、という二点について示すことが求められるはずである。最後にこれらの点について論じることで、むすびにかえることとしたい。

まず第一の点については、一八七〇年帰化法の制定をもってそれが完成するものと考えられる。その理由は以下に示す一八七〇年法の特質であり、この点について論じることが第二の問題についての答えとなるであろう。まず、積極的な側面ないしは制度の実体面に関わる問題として、同法がイギリス国籍法上一貫して否定されてきた国籍離脱の自由を初めて認めたことである。これは、一般にいわゆる国籍自由の原則というものが国籍に関する数少ない共通原則の一つとなっていたという点で評価できるというに留まるのではない。むしろ憲法学の観点から見てより重要であると思われるのは、国籍という法的地位を近代国家という政治共同体の構成員たる地位を表象する資格であると考えた場合には、封建制に由来する永久忠誠の原則からの帰結として国籍離脱が禁じられてきたことが否定され、最終的には各個人の意思においてそれを離脱することが認められるに至ったという点こそが、非常に重要であると考えられるからである。さらに、そればかりではなく、この点を以って、国籍制度が、近代における国際秩序のもとで国民の範囲を画定するものである以上それが当然に備えるべき渉外的効果、あるいは国籍を基準とした国民と外国人という二項対立の図式について、イギリス国籍法制がはっきり

と自覚するに至ったことを示していると評価することができる。これらの点で、同国の国籍法が近代国家における国籍法制としての体裁を一応は整えたとの評価が可能ではないだろうか。

次いで、消極的理由ないしは制度の形式面に関わる理由がある。イギリス国籍法制は、カルヴィン事件判決におけるその成立以来、一貫してコモン・ロー上の制度であり、一九一四年法の制定に至るまで、基本的にその枠組の中で時宜に応じた制度変更を繰り返しつつ発展を遂げたものと評価することができる⁶⁰⁾。本稿で考察の対象とした一八四四年法についても、同様の位置づけが可能である。だが、一九一四年法の制定によって、この国の国籍法制は制定法上に主たる基盤を置く制度へと変貌することとなるのであり、法の存在に関わる形式面から見れば、この改正は非常に重大なものであったと考えることができる⁶¹⁾。このように、イギリス近代国籍法制が約二世紀にわたって、コモン・ロー上の制度として成立、展開を遂げてきたと考えると、その枠組のもとで、一八七〇年帰化法が、これに重要な変更を加えた最終のものであったといえるのである⁶²⁾。

このような一九一四年法の制定は、しかし以上のように国籍法制がよって立つ法制度上の基盤がコモン・ローから制定法へと移行したことに留まるのではなく、より重要な断絶の契機を有していた。一九一四年法制定の要因として、「帝国の全土を通じて統一的な帰化法制を設けたいという希望が、陛下のあらゆる領土において帰化したイギリス臣民の地位を認めることを可能とするような仕組の提案へとつながった」⁶³⁾のであり、例えばこの法律の制定の基礎となった委員会の勧告については⁶⁴⁾、「計画の目的は、明確に定義された

60) この点については、前掲註5)の拙稿(三・完)二一六～二二四頁を参照。

61) ただし、国籍の生来的取得については忠誠概念に基づく出生地主義が維持され、また帰化制度も従前の制度が踏襲されるなど、一九一四年法において、既存の国籍制度の内容面はほぼそのまま維持されていた。See, C. Parry, *op. cit.*, n. 52) p. 83.

62) なお、一八七二年帰化法および一八九五年帰化法により、一八七〇年帰化法について補足的な改正がおこなわれている。

63) J. Mervin Jones, *op. cit.*, n. 2) p. 108.

諸原則に基礎をおく包括的な国籍法典を規定することであった」との評価がある⁶⁵⁾。その結果として、「一九一四年法の改正に関する問題については、自治領に相談がなされなければならないものであった」⁶⁶⁾というような事態が生ずることとなった。

一九一四年法が、国籍法制の統一という試みに実際に成功したか否かはともかく、このように帝国の存在を前提としながら、その枠組のもとでの統一的な制度の設計、運用が目的とされているという点で、この法律が規定する国籍法制が、従前のコモン・ロー上の制度を前提としていたそれとは大きく異なっており、このとき以降この国の国籍法制は新たな段階に入ると考えることができそうである。それゆえ、一八七〇年帰化法においてイギリス近代国籍法制の一応の完結を見ると考えられるのである。

〔付記〕本稿は、二〇〇〇年度文部省科学研究費補助金（奨励研究（A））に基づく研究成果の一部である。

64) *Doubts and Difficulties which have arisen in Connexion with the Interpretation and Administration of the Acts Regarding Naturalisation* (Cmnd. 723, 1901) .

65) J.Mervin Jones, *op. cit.*, n. 2) p. 109.

66) *Ibid.*, p. 117.